

全国遷延性意識障害者・家族の会 規約

第一章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は、全国遷延性意識障害者・家族の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、遷延性意識障害者及びその周辺の障害者・医療・福祉・社会的問題の全面的解決をはかることを目的とし、もってその家族の社会的支援を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 遷延性意識障害者などに関する知識及び介護の向上に関すること。
- (2) 遷延性意識障害者などに関する啓発に関すること。
- (3) 遷延性意識障害者などに関する情報の把握と提供に関すること。
- (4) 全国の潜在障害者(患者)の発掘と助力の提供に関すること。
- (5) 関係機関との連絡協調に関すること。
- (6) その他必要と認められること。

(会員)

第4条 本会の会員は、以下の人々によって構成され、入会申込書を提出し役員承認を得るとともに、所定の会費をおさめなければならない。

- (1) 会則を認める第2条に記した障害者とその家族（この障害の範囲については別途定める）
- (2) 本会の目的に賛同し参加の意志のある個人・団体
- (3) 1項、2項以外に本会を支援する賛助会員の制度をもうける。
- (4) 1年間以上会費を理由もなく滞納した場合は退会扱いとする。

第二章 役員

(役員)

第5条 本会に役員を置き、役員の中から互選により以下の役職を選出し、総会で承認を得る。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 若干名
- (3)事務局長 1名
- (4)会計 1名
- (5)会計監査 1名
- (6) ホームページ管理者など事務局運営上必要と考えられる役員 若干名

第6条 本会に役員の外に、顧問を置くことができる。

(任務)

第7条 代表は本会を代表し、会務を統括する。

副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその任務を代行する。

会計監査は総会前、決算書の監査を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。なお、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第三章 会議

(会議)

第9条 総会は当会の最高議決機関である。

- (1) 定期総会において前年度の事業報告、決算報告を行い、次年度の事業計画、収支予算、役員を決定する。
- (2) 定期総会は、原則として春に開催する。
- (3) 役員会が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

第10条 役員会は総会の議決に基き当面の活動をこなし、必要に応じ随時開催する。

第11条 各会議は代表が召集し、議長は出席者の中から互選する。また会議の議決方法は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第四章 会計

(会計)

第12条 本会の経費は会費、寄付金品、事業に伴う収入をもってあてる。

第13条 本会の経費の使途は、主に通信費に充当するが、費用弁償が妥当と認められるときは、経費の経過状況等を勘案し、役員会により決定する。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会計担当者宅に当会の会計事務局を置くこととする。

第五章 規約の変更

(規約の変更)

第16条 本会の規約の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

付則

- 1、 この規約は2005年11月6日から発効する。
- 2、 各支部が活動目的のため、独自に会費を徴収することは妨げない。
- 3、 その他必要なことは全て総会にて決する。

※ 2008年11月1日 14条改定 第15条追加 第15条を第16条にする

※ 2009年11月7日 9条 第2項改定

※ 2011年 6月5日 1条 改定

当面の合意事項（2011年6月5日現在）

暫定的な措置として、各都道府県または多くに地域に支部が整うまで、本会は「当面の合意事項」に基づいて運営される。「当面の合意事項」のうち、1—①の項目を除き、この暫定措置は速やかに解除できるよう、本会は鋭意努力しなければならない。

1. 本会は、遷延性意識障害者とその周辺の障害者を以下のように定義する。

①遷延性意識障害者

1976年、日本脳神経外科学会が定義したものは以下の6項目を満たす状態が、3ヶ月以上にわたって遷延した状態とする

- 自力での移動ができない
- 自力で摂取できない
- 糞尿失禁状態にある
- 目で物を追うが認識できない
- 「手を握れ」「口を開け」などの簡単な命令に応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- 声を出すか、意味のある発語はできない

②その周辺の障害者

上記①の6つの定義全てを満たさないものの、障害程度が同程度に重度であると考えられ、障害者もしくは家族が入会を希望する者

2、支部については各都道府県に設置することを目標にし、代表及び役員会は積極的に支部の設立をはかり、その援助をしなければならない。

①設立要件

- 本会の会則を認めること
- 本会代表及び役員会の承認を得ること
- 連絡先（住所、電話番号、ファックス、メールアドレスなどのうち一つ以上）の明示を行うこと

②業務

- 脳損傷に起因する中途障害者についての可能な範囲での一般相談
- 県レベルでの地域の社会資源の可能な範囲での情報提供

3、会費は経費に不足が生じることもあるため、定期総会で議決する。当面、個人加盟の会員の場合は年間3000円。賛助会員については年間2000円とする。

4、旅費については当面、以下のように定める。

（挿入；2008年11月1日）

（改定；2011年6月5日 ④の事項挿入）

会務により、必要な旅費が生じた場合は以下のように定める

① 片道5000円までは自己負担とし、その費用の支給をしない。

- ② 当会総会および記念行事、日本意識障害学会に係る旅費は支給をしない。ただし、総会後の翌日に拡大役員会などが企画され、それに出席する者で帰宅が困難な者については、宿泊費実費として、定額（５０００円）を支給する
- ③ 旅費が片道５０００円を超え、厚労省への交渉などについては、その代表者も含め、交通費の半額を支給する。
- ④ 以下の場合、全額を支給する
 - 代表が招集する臨時の役員会
 - 会を代表して参加する緊急性のある会議など
 - 各地域に新規の会が結成されたり、他地域より支援の要請があったとき
- ⑤ 特殊なケースは会計担当者の申し出により、代表が決する